

平成 1 7 年度
第 6 回 鞍手町行財政改革推進委員会
会 議 録

平成 1 7 年 9 月 1 3 日
於：鞍手町議会議事堂

平成17年度 第6回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成17年9月13日(火)
- 2 開催時間 開会10時02分
閉会11時07分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 福本博文
職務代理 宮崎實男
委員 川野高實 添田忠敏
白石修二 許斐英幸
有松弘美 薦野君由
麻生秀生 藤井福吉
榊原 糺 武谷位千子
亀井 滋 五百路恵美子
- 5 欠席委員 小島美智子
- 6 推進本部 なし
- 7 事務局 諸富義和 白石秀美
石田正樹
- 8 傍聴者 なし

平成17年度 第6回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年9月13日（火）

午前10時00分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

(1) 第4次行財政改革集中改革プラン案（大綱部分）について

（資料20、21）

(2) 今後のスケジュールについて（資料22）

【次回開催予定】

第7回会議 日時：平成 年 月 日（ ）

時から

場所：

(3) その他

5 閉会

【議 事】

事務局

おはようございます。今、白石委員さんがこちらに向かわれているということなんですが、既に定刻になっておりますので始めさせていただきたいと思います。それから小島委員さんにつきましては、本日は欠席のご連絡をいただいております。ただ今から第6回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。本日の会議は、事前に配布いたしております資料に沿いまして進行させていただきます。資料は会議次第の他、資料20、資料21、資料22というのを新たに配布させていただいております。もしお手元に無い資料がありましたらご連絡ください。会議に際しましては、携帯電話については、電源をお切りいただくようお願いいたします。それでは、会長あいさつに移らせていただきます。福本会長お願いいたします。

福本会長

おはようございます。衆議院の選挙もですね無事に終わりました、まあ結果といたしましては自民党が大勝したということでございまして、いわゆるあの、小泉総理の構造改革、これが国民の審判をですね受けたということでございます。まあ旧態依然を脱皮してのですね改革ということでございまして、各市町村におきましてですね、我々が今、取り組んでおります行財政改革、これがですね唯一、一番のですね大義でございますので、今日は第6回目ですね行財政改革推進委員会になりますけども、どうぞ慎重なる審議をしていただきまして、後はこれからですね、推進本部の方からあがってくる細部につきましてですね、じっくりと研究をし、また審議をしたいとこのように思っております。今日は第6回目でございますけども、前回とあまり内容は変わらないと思いますので、今日はスムーズにですね進行していきたいなと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。それではここからは条例の規定に基づきまして会長に進行をお願いいたします。

榊原委員

ちょっとすみません。議事に入る前にちょっとよございませうか。お願いがございいます。今、議会の方ですね特別委員会を作って、議会の方のいわゆる改革の審議をしてみえるというふうに承っておるわけですが、まあこの場でですね、ちょうどその委員長、副委員長さんがお見えになりますし、今までの審議の経過をですね、ちょっと簡単にご報告いただければありがたいなというふうに思います。後、今日は議事の方もあまり大きな問題がたくさん無いように思いますので、ちょっと時間をいただいております。お願いできればありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

福本会長

えっとですね、大変貴重なご質問でありますけども、今日の会議の構成がですね、これはいわゆる町長の諮問機関なんですよ。そういった中で議会のいわゆる行財政改革、あるいは定数等特別委員会のことを話せということでございますけども、ちょっとですね、この諮問の会議の場と、ちょっとこう噛み合わんかなと思っておるんですね。それでもしですね、そういったことをこの諮問機関が議会の方にですね、議会の方はどうなってるかというようなことがあればですね、文書で議長に提出をする。そして、それから議長がお話をする、これが正式なわけなんですよ。

榊原委員

というのは、どこの議長ですか。

福本会長

議会の議長ですね。我々は特別委員会の中の正副委員長でございますけども、まだそういった中で、明日から定例会がございますけども、正式には内容的なものはまだ議決をしておりますからね、ですから諮問機関の方で、議会のことについて聞きたいことが申し入れがあればですね、正式に文書で申し入れて、そして議長さんから聞くのが、これが正式と思うんですけども。まあ、どうしても簡単に話せと言われればですね話しますけども。どんなふうでしょうかね。

榊原委員

簡単に結構でございますが。内容についてどんなことが審議されているのか...

福本会長

内容についてでしょ。ですからやはり、そういったことになりましょうからですね、やはり議会としても、我々2人おりますけども、個人的な見解じゃなくてですね、議会の見解を出さないかんですから...

榊原委員

見解じゃなくて結構でございますが。

福本会長

それは、ちょっとこの場ではご遠慮させていただきませんでしょうかね。今日はあくまで諮問機関の中の会議でございますので、どうしても説明されるといえば、それは正式に出していただいた方がよろしいんじゃないでしょうかね。たまたまここに、議員が2人おるだけのことであって...

榊原委員

そういうことでね、委員長、副委員長がここにお見えになるもんですから、簡単でもさらっと言っただけがあればありがたいなと思ったんですが。

福本会長

あの、さらっと言うのは簡単でございますけどね、なかなかそれが外部にですね、出るとこれまたなんでかということになりますもんですから、ですから、やはりきちんと正式にさせていただきたいと私は思います。決して拒否をするわけではございませんけどもね、諮問機関として議会はどうかということがあるはずですね、やはり正式に申し入れをした方が、後々いいんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうかね。よろしいですか。はい。

それでは早速議事に入りますけども、まずですね本日の会議録署名人をご指名をさせていただきます。本日はですね、武谷委員さんと亀井委員さんに会議録の署名人をお2人をお願いをいたしますので、よろしくお願いいいたします。よろしいでしょうか。

「はい」という声

はい。早速ですね議事に入りますが、本日のですね主な議事内容は、第4次行財政改革の内容について定める集中改革プラン案の内、大綱部分についての事務局からの提案とその審議でございます。それでは括弧1ですね。第4次行財政改革集中改革プラン案大綱部分について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料は、資料の20と資料21を使います。併せて見ていただきたいと思います。まず資料20の集中改革プランに掲げる内容の基本的な考え方ということで5項目ほどあげております。まず1番目に、大綱及び実施計画の一体化についてということで、1番にあげておりますが、これは、今まで第3次までは、行革大綱ですね、それと実施計画ということで、別立てにつくってきておりました。しかし、総務省から示されております指針の中で見てみますと、その集中改革プランと呼ばれる今回のプランにはですね、これまでという大綱部分、実施計画部分、両方の部分を併せ持った計画ということになります。それで今回につきましては、行財政改革大綱、あるいは実施計画というふうに別立てにせずに、一体化して集中改革プランということと呼ばせていただきたいと思います。ですから冊子としても1冊のものになるということで考えております。策定にあたりましては、推進委員会からの中間答申、7月28日付で出させていただきました、これらの内容を反映していくというふうに考えております。2番目ですが、ここからは資料21の方と一緒に見ていただきたいと思います。まず資料21の下の方にページを打っております。1ページ、2ページのところをご覧ください。ここが第1章になっております。第1章においては、鞍手町におきます「これまでの行政改革の取り組み」、「地方財政の危機的状況と鞍手町の現状」、「地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針」など、こういったものを1番から3番までにまとめながら、これを踏まえて、4番目に「第4次行財政改革の必要性」ということでまとめております。委員会への諮問書の中でも謳ってございました、それらの内容をまとめましてここに掲げております。特にこの中で、大綱部分ということで入れております、先ほどの資料20の1番で謳って

おりました、大綱と実施計画の一体化、これは2ページのですね、4番、第4次行財政改革の必要性のところ、下から7行目ですかね、ここから、そしてからですね、その取り組み内容については、これまでは大綱及び実施計画という形で別に策定していたものを一体化し、第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン、以下「集中改革プラン」という。として、これに基づき透明性及び実効性を確保しながら第4次改革を推進します。というふうに謳っております。また、その下になお書きで公営企業に係る部分を謳っております。今回の集中改革プランには、公営企業部分も含まれるということで総務省指針の中でも謳われておりますが、総務省は地方の公営企業に対しまして、別途この集中改革プランの策定の他にですね、公営企業のいわゆる経営改革というもので、総点検をなささいということで通知を出しております。その中で、それぞれの公営企業については、各公営企業ごとにですね、中期経営計画を策定なささいと。いわゆるこの中期経営計画の中身というのが、集中改革プランで掲げる内容と非常に整合する部分が多くあります。それでこの中期経営計画を策定して、その部分を公営企業の集中改革プラン部分としてみなすというような形で謳われておりますので、公営企業部分については、別途、鞍手町の場合は水道事業、病院事業、介護老人保健施設事業とありますので、それぞれの中期経営計画を策定して、これを集中改革プランの1部というふうにならしていきというふうにしております。続きまして、資料20の3番目ですね、資料21では3ページ以降になりますけれども、第2章、第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標についてでございます。これにつきましては、推進委員会で中間答申で出していただいた、基本方針、基本目標に手を加えずに、そのままをこのプランの基本方針、基本目標として使うということで、本部の中でも確認をいたしておりますので、そのままの形で掲げさせていただいております。これが6ページまであります。それから7ページ、8ページ、第3章のところに移りますけれども、集中改革プランと推進体制というところがございます。この第3章におきましては、計画期間、それから推進体制の他、透明性と実効性を確保するための手法について、というような形で示しております。まず1番目に、7ページの1番目ですね。集中改革プランの計画期間ということで、この計画期間については、総務省指針でも謳われました。また、これまでの鞍手町での取り組み、平成16年度末までの取り組みを検証し、報告をさせていただきましたが、こういったものを踏まえまして、平成17年度から21年度までの5カ年を計画期間とすることとしております。それから2番目の集中改革プランに基づく取り組みということで、これまでも基本方針、基本目標を定めていく中でもご説明をいたしておりました、PDCAサイクルによる手法で検証を行い、さらにまた次の取り組みへ繋げていくということ考えております。PLANの部分では、見直して引き継ぐもの、新たに第4次で掲げる課題といったものを掲げていくこととなります。そして括弧2のDOの部分ですね、8ページの上の方になりますけれども、いわゆる実施という段階におきましては、推進主体を明らかにしていくというような部分を謳っております。この辺につきましては、中間答申の中で付帯されておりました7つの付帯意見、これを反映してっております。それから3番目のCHECK評価点検の中では、指標、いわゆる目標となるもの、必要な場合には、数値目標などで定めていくというような部分。これも付帯意見の中であったものですが、こういったものを反映しております。それから括弧4のACTION見直し、評価点検の結果必要があれば、その後の取り組みにさらに生かしていくというような形で取り組みの

手法を考えております。それから3番目の推進体制の中にも、付帯意見を反映しております。未着手の項目をなくす実施体制を確保していくということ。それから改革の半ばで停滞して推進が困難となるような項目がないように、支援体制を本部の中できちんと整理をしていくというようなことを3番で謳っております。それから、4番目の進捗状況の報告及び公表というところでは、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と、それから、住民への公表を実施していくということで謳っております。また、住民への公表におきまして、今度は住民からの質問や意見ということもあろうと思います。そういった部分については、当面は、今、現にあります町長へのハガキ、あるいはホームページ上の行政相談コーナーという部分を活用して、質問や意見を受けていきたいというふうに考えております。この当面というふうにここでは謳っています。これはなぜかと申しますと、今、各細かい項目を専門部会で協議している中で、住民提案制度という部分をどういうふうにつくっていくかということで協議をいたしております。この町長へのハガキ、ホームページ上の行政相談コーナーというのも、そういった1つの手法であります。さらに深くまたそういった手法を、今、専門部会の方で考えておりますので、そういった手法がきちんと固まりましたら、そういった手法を利用して、住民の方の意見などを反映させていきたいというふうに考えております。これが第3章でございます。それから9ページ、10ページの方へまいりますと、第4章ということになります。今、説明してまいりました1章から第3章までの部分が、基本的にはこれまでという大綱で謳ってきた部分になります。第4章の部分がいわゆる具体的方策でございますので、これまでという実施計画の部分ということになります。実施計画につきましては、どのように掲げていくかと申しますと、具体的な改革項目とその内容を示していくということになるんですが、様式といたしましては、総括表という形でまず様式1を定めます。それから個票という形で様式2というふうに考えております。総括表のイメージといたしましては、次のページにですね掲げております。集中改革プラン案のですねフレームを中間答申の時に出示していただきました。そのフレームにのっかって総括表を組み立てていくというふうに考えております。この中身につきましては、様式2の個票が固まっていけばこれを埋めていくというような形になって、最終的に全体像が見えてくるようになるというふうに考えております。さて、2番目の個票なんです。これまでは総括表的な部分でですね、第3次の中は具体的な内容も謳ってきておりましたが、検証していく中でその謳い方が不十分ではないか、もう少し具体的に実施概要を謳っていくべきではないかというような反省点もございましたので、あえて1項目、1個票という形で今回はつくってこうというふうに考えております。ですから今後、お出しする項目が例えば50項目あれば、個票が50枚。100項目あれば100枚。この第4章のところにいくというふうな形になってまいります。それで個票につきましては、今、専門部会でそれぞれ検討していく中でも、大変短い期間の中でいろいろ検討しておりますが、過去から引き継いでおります、第3次からさらに引き継いで4次でやろうとしているような項目もございます。こういったものにつきましては、これまでも非常に取組みが難しく、なかなかですね、さあここで新たな方向をとっても、なかなかすぐには良い方策が出てこないという部分もございます。そういった部分については、やはりさらに検討期間を設けて検討していった、内容を掲げていくべきではないかということで、この9ページの中段のところから、括弧1、括弧2ということで、実施に関

する内容の個票と、検討に関する内容の個票ということで掲げさせていただきました。実施に関する内容の個票というものは、既に専門部会あたりで協議をすれば、実施概要、あるいは指標、目標時期とか、こういったものが定めることが速やかにできると、ですから取組みも速やかにおこなえるということで、そういったものの内容については、この実施に関する内容の個票ということで考えております。ですからこの実施に関する内容の個票に掲げたものについては、速やかに取組むということができるといふふうに考えております。それから括弧2の検討に関する内容の個票については、何時までに、誰が、何を、どのように検討して、その結果を何時までに公表するのかということ、やはり明確にしておかないと、検討期間というのが、ただ、ただだらだらと続いていけないといふふうに考えております。ですから、検討期間の設定につきましては、原則として1年以内と、毎年基本的には公表あるいは報告をしていくことにしておりますので、長くても検討期間は1年以内としなさいということで、本部の中でも確認をいたしております。もしこの1年が過ぎた時点でも、まだ明確な答えが出ないという場合は、その理由などを公表していくというようなことで考えております。それで括弧3の中で、検討期間を設定する場合ということで、2つのケースを考えております。まず として考えておりますのが、「実施を前提とするが部分的な内容について検討に時間を要する場合」ということで、基本的にはもう実施するということは内部的にも決めているんですが、実施手法とかにまだ不十分さがあるので、もう少しそんなに長い期間ではないけど、短期間の検討期間が必要であるという場合が括弧3の のケースになります。それからもう1つ、10ページの方にまいりまして、

として「実施の是非についての検討に時間を要する場合」ということで、いわゆる住民の関係者、あるいは関係機関、団体などと十分協議をして相互理解を図った上でないと、これを実施する、しないということの判断さえもが難しいということで、検討の時間が必要だということというものを想定したのが のケースでございます。このような形で検討とした場合、検討の結果ですね、実施の是非を、実施を是とする場合というのは、当然、じゃあどういふような内容で進めるかということを決めていくことになりますので、その時点で実施に関する内容の個票ですね、具体的内容を示した個票を追加していくといふふうに考えております。また、実施を非とした場合ですね、実施しないと、これはもう実施できないといふようなことで結論になった場合には、その実施しない理由を公表していくといふような形で考えております。後、その次のページからは総括表と、それから個票の様式を定めております。以上のような形で、今回の集中改革プランをつくっていきたいということで、後、具体的項目が調整ができれば、この委員会にあげていって、その改革項目の数だけ個票をこれにつけていくという形でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

福本会長

今、事務局の方から説明がございましたが、資料のですね21ですね。21番。これのですね2章がございませう。第2章。前回ですね中間答申というのは、いわゆる4つの基本方針と22の基本目標ですね、これを組み入れて町長に中間をいたしましたので、この2章まではご理解をくださっておるものと、こういうふうに判断をいたしております。それでいくつかのあれがありましたね、付帯意見が。あれがどこに、どういうふうに活か

してあるのか、ちょっと説明だけ。

事務局

第3章から第4章のところで具体的に反映をさせていただいております。まず、付帯意見ですね、どういったものがあつたかということ、ちょっともう一度確認をしてみたいと思うんですが、まずこの委員会が策定した基本方針及び基本目標、それから大綱フレームの体系によって整理をするということでございますので、そのとおり本部の方で修正することなく、そのままの形であげさせていただいてというのが1番目の付帯意見の関係でございます。それから2番目が、行財政改革の視点で、第3次の改革の中で達成可能なものは第4次に引き継がずに続けて実施していくと。そして第4次改革に引き継ぐ項目及び新たに掲げる項目については、その実効性を担保していくということで、この中ではですね、ちょっと謳いづらい部分なんです、この付帯意見については、その実効性を確保していくという部分では、いわゆる2番目のPDCAサイクルを活用していくという部分で、実効性を確保していくということで考えております。それから付帯意見の3番目で、改革の半ばで停滞して推進が困難となる項目の支援体制と、それからもう1つ、4番目の付帯意見で、未着手の項目をなくすような実施体制の整備ということは、8ページの3番の推進体制の中で、この2つを謳い込んでおります。それから5番目の付帯意見といたしまして、検討及び実施の概要をできるだけ具体化するとともに目標時期を定め、検討の場合は検討結果、実施の場合は実施結果の公表時期を示されたいということで、いわゆる個票でつくっていくという部分で、実施概要をこれまで以上に具体化すると。その個票の中に検討結果や実施結果を公表する時期を定めていくようにしておりますので、そういった中で付帯意見の5番は、いわゆる個票の中で反映されていくということになります。それから付帯意見の6番目の、改革項目において数値目標の設定が可能な場合は全て算出根拠を示して数値目標をと、また、数値目標の設定になじまない場合については、住民に分かりやすい方法で評価方法を定めてくださいということが謳われております。これにつきましても、個票の中でですね、目標、個票の様式を1番最後のページにつけております。その1番下の方を見ていただきますと、指標（評価の方法）ということがあります。それから横の方にですね、財政的効果というような部分で掲げております。こういった部分で、いわゆる数値目標が設定できる場合は、財政的な効果などを数値目標で掲げていくし、それができない場合については、評価の方法をここに謳っていくということで、付帯意見の6番目はここに反映されているということでございます。それから、7つ目、最後の付帯意見なんです、担当専門部会、担当部署などの推進の主体を明らかにされたいということなんです。確かに第3次の中では、どの専門部会であるとか、あるいは担当課といったものがやるのかということ、明確に定めていなかったために混乱した部分があった。それで個票の中の1番上の方ですね、個票の1番上の方に、1番に連番というのがありますが、その右側に担当専門部会、担当部署ということで、2番目、3番目に必ず謳うように、実施主体を明確にするということで謳っております。以上が付帯意見で謳われておりました7つを反映しているという部分です。

福本会長

今あの、大変丁寧に説明がございました。このですね我々が出した7つのですね、いわゆる付帯意見につきましてもですね、この第3章と第4章の中にですね含まれておると、こういうふうなご説明でございます。さらにですね1番最後の個票でございますけども、個票。こういった中にもですね、我々の付帯意見の関係がですね、まあ個票として表してあるということでございます。何かこうご質問、あるいはご意見等ございましたら、挙手でお願いをしたいと思いますが。はい、どうぞ。榊原委員さん。

榊原委員

8ページの中で、推進状況の報告及び公表という欄がございます。ここで原則として各年度終了後ということ、実施経過及び結果の報告をすることになっておりますが、PDCAを廻す場合にですね、いわゆる1年ごとというのは、いかにも遠いんじゃないかな。会社の場合ですと経営計画なんか、どこも大体、第4/4半期か、また第3/4半期ぐらいずつの、いわゆる数字のまとめ、あるいは公表ということになってると思いますけども、この場合、年度終了後ということになると、1年、改善活動、あるいはこういう行革をやってきて、1年経ったらこういう結果でしたよという公表になるわけですが、その間、各専門部会その他では、もっとピッチを上げて、いろいろとおやりになるんだろうと思いますけども、ちょっとこの1年というのは、いかにも長いんじゃないかという気がして、まあせめて半年に1回ぐらいいかがでしょうかという思いがしますが、いかがでしょうか。

福本会長

はい、どうぞ。事務局。

諸富室長

今の榊原委員が言われることは、そのとおりだと私も思ってます。ものによってですね、基本的には今、1年という形の考え方を持っております。ですから、ものによってはですね半年でした方がいいものもあるし、2年ぐらい、前年対比という形で、2年かけてするものも出てくると思うんですね。そのあたりもですね、十分検討しながら、今言われる意見を考えながら、整理をしていきたいと考えております。

榊原委員

1年というのにこだわらず、ちょっと期間の検討をいただきたいというふうに思います。

諸富室長

今、榊原委員のですねご提案につきまして、十分に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

福本会長

はい。別に何かありますか。他に何かございますでしょうか。有松委員さん。

有松委員

10ページですね、10ページの実施の是非についての検討に時間を要する場合と、例のところにですね、住民関係者という用語があるのですが、住民関係者とは、どういうふうに解釈をすればよろしいのでしょうか。まあ具体的に言えばどういうふうなものかと。

福本会長

はい。よろしいですか。事務局。

事務局

例えばですね、補助金の見直しをするといった場合に、住民個人の場合もありますし、団体や機関の場合もあると思います。そういった関係機関との調整ということも必要になると思いますし、また施設の民間委託とかですね、あるいは統廃合とかいう部分についても検討していこうということで、いろいろ検討しております。そうすると、その施設を利用されている方との調整ということも必要になってくるということで、そういった部分を指しております。

福本会長

よろしいですか。はい、亀井委員さん。

亀井委員

えっと、今、事務局の方から報告をいただきました。あの基本計画の議論を踏まえてですね、大変ここまで整理をされて決意のほども伺えました。そういう意味では基本的には私は、我々の意見がですね、この計画の中に反映されておるといふふうに私は認識をしております。さてこれから先ですね、実施計画をお互いに議論をしていくわけですが、その議論に参加をするにあたってですね、自分なりの、いわゆる改めてこの行財政改革委員会の責任といいますか、目的といわゆる任務についてですね、自分なりに色々この資料をもらった後ですね考えてみました。まあ、この行財政改革、どんな審議会でもですね、お互いにその審議の目的をはっきりわきまえた上でですね、その決まったことを実現していくということが非常に大切だといふふうに思っています。そういう意味では、もちろんいわゆるこれに参加をした関係者の皆さんは当然そうですし、それから、我々に付託をいただいております住民の皆さん方にもですね、当然参加をしていただくということが前提じゃないかと。つまり、住民、それから議会、それから行政がですね、この改革プランの理念をですねしっかり踏まえてやらなければ、その実現は非常に難しいと、私は基本的にそういう認識に立っています。そこで、この行財政改革、立派なプランができて、それを実現していくということになると、お互いがそれぞれ立場が違います。意見も違います。しかし、それはお互いに対話を通じてですね克服しながら、いわゆる初期の目的に向かってですね、お互いがそれぞれの力を出し合うということがなければですね、これは実現しないといふふうに私は思っています。そこで改めてですね、この行財政改革が立ち上がった背景といいますか、そういうものをお互いに、もう一辺、確認しあいながらですね、はっきりした責任をお互いに自覚を持つべきだろうと思います。2003年に三位一体の改

革が打ち出されて、地方交付税が、今、なし崩し的に、そういうふうには削減をされていく中で、自治体、福祉、教育、それから環境、財政不況対策、地域振興策など数多くの課題を抱え、これからの諸課題の遂行にあたって、特に石炭六法失効後の深刻な財政の立て直しを迫られているのではないかと私は思っています。これからの財源の確保策とともに、限られた財源を有効に使う智恵と工夫がですね、今から求められると。もちろん当然、この議論の中にもですね、それが反映されていかなきゃならないというふうに思っています。特に鞍手町の場合は、人口減少時代を迎えてですね、いわゆる少子高齢化という中で、将来のビジョンをですね、どう示すかということが非常に大切だと思っています。この改革のビジョンをですね、私は一口に言うならですね、私は思っているんですが、その安心して住みたいまちに向けてどうするのかということが、今、1番大事なことじゃないかというふうに思っています。そういう意味で、地方自治の目的であります、そこに住む人たちが生きがいや幸福感をもって暮らしていけるようにすることと私は思っています。それがこの行政改革のですね、真の目的だというふうに思っています。そこで、これから先の問題ですが、積極的に議論に参加をしたいと思いますが、それぞれ住民、それから市町、いわゆる行政ですね、それから議会ですね、ここら辺が、私はこの3者が危機意識、自立意識を持ってですね、10年先を見据えた、私は行財政改革推進を具体化していくと、それを図っていくという道筋をですね、私たちは、3者それぞれの違う立場から、最初から意見が、先ほども言いましたけど、一致することはまず難しいと思うんですよ。それで、まずお互いも理解し合う上で、対話をですねどんどんすると。その対話によってですね、必要な結論をですね、導き出すということが非常に大事だと思っています。ときには、当然意見の違いから、衝突、相違点もはっきり出てくるだろうと思っていますが、お互いにその議論を通じて、こうやってこそ、こういう議論を通じて自分の考え方をお互いが確認をし合いながら、必要があれば修正することも潔く、自分を確立するには、立場とか責任の異なる、それも考え方が違う相手と、腹を割って話し合うということが非常に大切だというふうに思っています。どうか1つ、それぞれ住民がですね、自分もこのまちづくりに参加するという仕掛けを、どうつくっていくのかということも大切ですし、それから首長もいわゆるリーダーシップですね、オピニオンリーダーの役割を、しっかり、きちっと果たしていただくということが大切ですし、それから行政もですね、従来のルールとかですね、慣行とか、そういうものは、良いものは生かしながらもですね、改革をしていく上で、これが必要なのだということ避けて通れないものはですね、大胆に改革、そのルールを変えていくという決意をですね、強く私は求めたいと思います。議会は議会でも、その、これが始まる前ですかね、いろいろ意見も出ておりましたけれども、議会にしても、ルール、今までのルールですね、慣行を見直しながらですね、いわゆる住民の期待にどう応えるのかという観点でですね、今までのいわゆる議会運営ルールとか、そういうものを見直していただく...、まあそれ以上のことは、我々干渉はできませんけども、そういうふうに私は思っています。さて、これから先、行財政改革推進委員としてですね、集中改革プランの策定に参加をさせていただく1人としてですね、どのような自治体の形を選択するのか、私たちのまちの何を大切にしていくのか、地域の自立を選択して実現するのは、我々自身であるというふうに私は思っています。特に、こういう各種ですね、審議会の中で重要なのは、ここで決められたことが実現できるというその実現力をですね、お互いが持つ

ということが大事だと思います。それはもう、今、3者を言った、それぞれの立場ですね、実現をする協議をですね重ねることが大事だろうと思っています。以上、まあ簡単ですけども、行政改革の将来を考えてみてですね、その決意をお互いが固める必要があるんじゃないかということ、自分の個人的な意見としてですね述べて終わりたいと思います。以上です。

福本会長

あの、整理をさせていただきますけども、個人的なですね総論の意見でございますし、まあ、それは貴重な意見だと思いますけども、今日はこの資料の21番がございますでしょう。集中改革プラン。この案のですね中身についてのご意見、ご質問という形にさせてもっておりますので、そこら辺をですね、今一度確認をいたしまして、ご意見、ご質問があれば。どうぞ。はい、川野委員さん。

川野委員

2ページのですね、公営企業の関係でございますが、この公営企業の集中改革プランの内容と整合性を図りながらとありますが、この委員会でも、公営企業の改革というのは審議されるわけですかね。ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

福本会長

はい、事務局。

事務局

この公営企業部分については、先ほど説明しましたように、総務省からですね、地方公営企業の経営の総点検についてということで通知があっておりまして、その中でこういった計画をつくりなさいということで、それは実際につくったら公表していきなさいということで謳われております。それで、当然それが出来ていけば、集中改革プランの1部ということに見なすわけですから、この場でも見ていただくということになりますし、住民の方にも公表していくということになります。ただしあの、実際、策定の段階におきましてはですね、例えば病院の場合とかはですね、運営審議会とか、それぞれまたその検討機関がございますので、そういったものを通過してつくっていくというような形になるかと思えます。

福本会長

はい、川野委員さん。

川野委員

大体分かりましたけども、まあそういうことで、この委員会のあるうちにですね、おそらく17年度中となっておりますから、出るんだろうと思いますけども、やはりある程度、この委員会の方でも、行政改革の一環としてですね、ある程度意見が言える、審議ができるような形も取っていただけたらいいがなと、このように思っておりますので、要望です。

そういうことで。

福本会長

よろしいですか。他に。はい、添田委員さん。どうぞ。

添田委員

えっとですね、これ第1章から第4章までございますが、中身を見ますと非常にうまくまとめられたと思います。特別、その矛盾点も見れませんし、それから意図とするような瑕疵条項を生むようなところもございませんので、それは評価できるんですが、1つですね、この案については、金、人、ものについてそれぞれ基本目標をあげております。総じてですね。金は金、人は人、ものはものと。それぞれに基本目標をあげておりますが、これをそのどこで一元化するかというようなところをね、もう1つだけ、1工夫だけお願いしたいというのが1件。それから、先ほど亀井委員さんもおっしゃってたように、榊原さんもおっしゃいましたが、やっぱりあのスピードがね、そのどういうふうにやっていくのか。これは実行段階にもなりますけど、それであの、いみじくも亀井さんが言われてましたけれども、計画をやる場合の発想をだめだっという発想からスタートするか、やれるという発想からスタートするかによってその案が違ってきます。その進め方自体も違うし、やる人たちの気持ちも違ってきますので、その辺のところをですねよく咀嚼されて、だめだっという発想でつくるような計画にしないようにしていただきたい。やるんだと、実行するんだという、できるんだという、そういう発想のもとで計画をやっぱり作成していただきたい。非常に困難は伴いますが、そういう点をお願いします。それから1つはですね、目標立ってやっていくのに、大体いいんですが、結果を急ぐために、どうしてもその目標というのが安易になりやすいんですね。数値目標なんかは特に、その現状に比べて5%アップだとか、7%アップだとか、非常にその、ちょっと何かを右から左に置けば、すぐ達成するような目標値を掲げるケースも結構あるんです。だからそういうことじゃなくて、やっぱり基本的にこことここをやれば、コストはこれだけ下がるからというような、そういうコスト意識も持った数値目標をできるだけ選定されるようお願いしたいということでございます。以上でございます。

福本会長

答弁できますか。あの、ですから推進本部に対してのご意見でございますよね。よろしいですか。はい。

事務局

1番目のご質問で、金、人、ものについての、それぞれの目標について定めたものの一元化ということなんですが、実際に専門部会についてもいわゆる財政部門であるとか、組織機構であるとか、それぞれお金の部分であるとか、人の部分とか、ということで分けてつくって協議をしておりますので、非常にそれぞれの思いというのもあります。非常に密接にそこには関わって、複雑な関わりがございます。ですから、実際本部の中でそれぞれの専門部会でやっていく中でもですね、常に何度もそれぞれの部会長なりが寄って、す

り合わせをしていくということで整合性を図っていくような、今、決め方をしていっております。なかなかあの、1つの、例えば組織1つが動けば、財政的にも変わりますし、事務のあたりの仕組みも変わってくるし、施設あたりの扱い方も変わってくるというような、全てに反映してくる項目が非常に多くございますので、十分その辺については注意を払いながら、項目の整理をしていきたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。

添田委員

おっしゃるとおりでね、専門部会は1つひとつをやっていくだろうと思いますが、推進本部の中でそれをきちっとまとめて、それを具体的にチェックして行って、人のところにもものがあるんだったら、これは入れてもいいよとか、これは外しなさいよとか、そういうふうにアドバイスとか、指導とか、そういう体制をつくっておかないとね、1つひとつが独り歩きしちゃって、結局最後にまとめようとする、何が何だか分かんなくなることが多いんですよ。そこら辺はねやっぱり要注意なんですよ。改革が進まないっていう大前提は多くの場合そうですから。ですから、そういう整合性だけ見るんじゃなくて、効果の部分もね、よく目を向けてもらったらいいいと思う。それで評価するってことは、必ず何かやれば評価するっていう、そういう意識を持ってもらいたい。以上でございます。

福本会長

はい。ですからね推進本部に対して、そういったことの見解がありましたということ伝えてもらえばいいわけですよ。それから先ほど、難しいね、上の方の目標じゃなくて、クリアできそうな目標をまず第1に考えるということですよ。他に何かございますか。はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

先ほどから、このプランについて、スピーディーなということがありますが、ちょっとお聞きしたいのは、このプランを立てた後というか、その財政的な裏付けも必要になってくるのではないかなと。そうすると議会との関係も出てくるということではないかなと私は思うのですが、例えば、議会は3、6、9、12というごとにあるわけですね。だから、もし仮にチェックをするということであれば、例えば、3月、6月、9月、12月というようなそういう区切りがですね、1番実行する現場の人たちにとってもやり易いのではないかなという具合には思いますが、このあたりはどんなふうですかね。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

基本的にですね、私どもが申し上げたのは、1年程度のスタンスという形をお話を申しあげました。ただ、ものによって、品物によって、いろいろな改革をしなきゃならない品物によってはですね、今言われるスパン、議会が開会されるような時にですね、そういうPDCAのサイクルの検証等をするような状況が生まれてくることも考えられるという話

を、先ほどさせていただいたわけです。ですから必ずしも1年でやるという形ではなくてですね、今、言われるような形でも区切りながら、整理をしていきたいとは考えております。

福本会長

よろしいですか。じゃあですね他にないようでしたら、意見をですねまとめさせていただきますけども、いわゆるこの資料21番ですね、集中改革プラン。いわゆるこの文章、それからこの様式、それから1番最後にあります総括表、それから個票ですね。こういったプランの形式でご理解を賜れば幸いですでございますけども。どうでしょうか。これによろしいですか。

「はい」と言う声

はい。そういうことをご了承いただきましたので、こういった集中プランをですね、案じゃなくて、このプランでいきたいなとそういうふうに思っております。じゃあですね、議事進行ということでございますので、2番ですね、今後のスケジュール。1番後ろに付けておったと思いますが、資料の22番ですね。今後のスケジュールが1番最後にこういうふうに付いておると思いますが、9月13日が今日でございます。それで、30日をですね、またあの同じ内容の審議ということを書いておりますけども、今日ですね、皆さんから承諾をいただきましたので、これを消しまして、次回ですね10月ぐらいにですね、今度あの細分類ですか、具体的な案があがってきますので、それに時間を継いだ方がよいんじゃないかと、そういうふうに思いますがどうでしょうかね。よろしいですか。もし事務局の方から説明があれば、はい。

事務局

一応あの、当初資料の10ということで、今後のスケジュールということで出させていたしておりました。それを修正したものがこの資料22になっております。左側にずっと具体的な日にちを入れておりますけれども、あくまでもこれは目標というか、大体このあたりでやりたいというようなことでございますので、実際の日にかについては打ち合わせながら決めていきたいというふうに思っております。それで当初、この委員会を開くとなりますと予算的な措置が必要ですので、7回分の予算を当初組んでおりましたが、中間答申で5回、今日が6回目ということになりましたので、現状の予算では、後1回分なんですけれども、そういった、今後さらに実施計画部分では、具体的な審議が必要でございますので、明日から始まります議会の方に補正予算をあげまして、全体で一応、12回プラス予備日ということで、13回分になるんですが、それを今年度中の会議としてあげていこうというふうに、今、補正を議会にかけていくようにしております。それで、策定の目標が一応12月いっぱいということで、目標を定めていましたので、その中で今後の計画をとということになると、かなり窮屈な日程にもなりますけれども、具体的な内容になりましたら、ある程度やっぱり詰めて見ていただいた方がよいかというふうに思いましたので、多少窮屈な日程になりますけれども、そういった中でよろしくお願いをいたしたいとい

うふうに思います。それから合わせて、専門部会、分科会の活動状況なんですけれども、中間答申後、7月28日に中間答申がありまして、その後8月8日に推進本部の会議を開催しまして、中間答申の内容を確認いたしまして、これで作業にということで取りかかりをいたしました。その後、分科会を動かしていくということで、いろいろまた議論をいたしまして、当初予定しておりました、事務改善、財政改革、企画政策という3つの分科会では、なかなか作業量に偏りがあるというようなことが、ちょっと指摘をされまして、また見直しをおこないまして、専門部会4つあります、それぞれに直轄の分科会を立ち上げて、今、活動をしております。それで、分科会の方には、専門部会から資料の収集を依頼したりとか、あるいは分科会案を出してくれということで、分科会案を検討したところもございまして。現時点で分科会案として、既に専門部会にあげられた、報告されたものもありますし、また、さらにそれに手を加えるという形で、専門部会で協議をされているものもございまして。そういった大枠の、こういったものをというような、全ての、今あがっている項目が、全て集中改革プランにあがるということになるのかどうかということも含めて、今、議論をしておりますので、昨日の午後と、今日の午後、それぞれの専門部会、各専門部会ごとにですね、町長、助役、収入役が直接に膝を交えてですね、その内容をヒアリングし、もっとこうすべきだというような意見を戦わせております。今日も昼からその会議をおこなうようにしております。ですから、まだ現時点では調整段階ということになりますので、一応9月いっぱいには、なんとか形にしようということで考えております。それが各専門部会でまとまりましたら、その後、本部会議で最終的に確認をして、ここにあげてきたいというふうに思っております。ですから、まだ若干時間が必要ですので、次回については、一応、このスケジュール表の中では第8回になっていますが、ここを第7回として、10月の14日ということはどうでしょうかということで、事務局としてはご提案申しあげたいのですが。

福本会長

ですから9月30日もないわけですよ。

事務局

9月30日についてはありません。ですから、この1回分については、さらに深い論議をしてもらうために、また使っていただいたら良いと思います。

福本会長

ですからね中間答申の前にですね、7月にこう3回ほどやってるんですよ、集中審議を。ですから今度また、推進本部の方で最終段階であがってきましたら、やはり10月、あるいは11月にですね、ある程度集中的に、この会議を開かないかのではないかなと思っております。ですから9月30日をですね、これを一応取り消しまして、集中審議ということでですね、10月以降ということになっておりますので、10月の、次回が10月の14日が第7回ということではございますでしょうか。

「はい」という声

はい。そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。一応ですね、議事はこれで終了いたしました。先ほど榊原委員さんから、貴重なご意見を賜っておりますので、一応、議長の方にはですね報告をしておきます。後どういうふうになるかは、議長采配で決まるとお思いますので。

榊原委員

文書は出さなくていいですか。

福本会長

もちろん口頭で伝えておきましょう。まず明日から議会がありますもんですから、それが終わってからになると思いますけども、そういったことでご理解賜れば幸いです。以上をもちましてですね、第6回の行財政改革推進委員会を終了させていただきます。本日は本当にありがとうございました。